令和７年４月２日

建設工事業者各位

島田市行政経営部契約検査課長

建設工事の現場代理人の兼任に関する取扱要領の一部改正について（通知）

下記のとおり要領の一部改正をしたので通知します。

記

１　改正理由

近年の建設工事費の高騰を踏まえ、特定建設業許可をはじめとする各種の金額要件が見直されました。このため、当市においても現場代理人の兼任を行う要件について引き上げを行う。

２　概　　要

特定建設業許可等の金額要件の見直し

	現行	改正後
特定建設業の許可・監理技術者の配置・施工体制台帳の作成を要する下請代金額の下限	4,500万円 （7,000万円）	5,000万円 （8,000万円）
主任技術者及び監理技術者の専任を要する 請負代金額の下限	4,000万円 （8,000万円）	4,500万円 （9,000万円）
特定専門工事の下請代金額の上限	4,000万円	4,500万円

３　改正内容

「建設工事の現場代理人の兼任に関する取扱要領」の第３条の対象要件を4,000万円から4,500万円（建築一式工事にあっては8,000万円から9,000万円）に引き上げる。

２　適用時期

令和７年４月１日

（問い合わせ先）
契約検査課 契約･検査担当
電　話 (0547)36-7220
F A X (0547)37-8200
E-mail keiyakukensa@city.shimada.lg.jp